

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十八号

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（平成十八年十二月奈良県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「クまで」を「ケまで」に改め、クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。